

令和9年度北海道大学大学院経済学院 博士後期課程学生募集要項 《高度専門人特別入試》

学院の目的

本学院は、経済学及び経営学に関する高度の教育研究を行うことにより、深い学識、幅広い知識及び豊かな創造力を有する教育者及び研究者、経済社会の発展に有為な高度の専門的知識を有する職業人並びに高度な専門性、幅広い視野及び職業倫理を備えた会計専門職を養成するとともに、経済及び経営の分野における学術の発展に寄与することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

北海道大学大学院経済学院現代経済経営専攻博士後期課程は、経済・経営分野の深い学識・幅広い視野、そして豊かな創造的能力を有する高度研究教育者の育成を教育目標とする。そのため入学試験においては、基礎的な学力に加えて、①経済・経営に対する感性、②研究方法の習熟度や適応能力、③思考力・表現力・コミュニケーション能力などの知的能力、④継続的・発展的な研究に耐えうる資質を備えた人材を、⑤これまでの研究成果と今後の発展性を考慮して選抜する。

なお、入学する学生は、大学院修士課程において経済・経営の専門分野・外国語について学習していることを期待する。

1. 募集人員

現代経済経営専攻 若干名

2. 出願資格

出願時に、各種研究機関、教育機関、企業等に勤務する者、若しくは高度な専門職の有資格者（公認会計士、税理士、弁護士等）等で、次の各号の一に該当する者

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は令和9年3月までに有する見込みの者
- (2) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - 1) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - 2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに授与される見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに授与される見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに授与される見込みの者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和9年3月までに授与される見込みの者
- (7) 外国の学校、(5)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に指定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は令和9年3月までに認められる見込みの者
- (8) 本学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、令和9年3月31日までに24歳に達する者

3. 出願資格予備審査

上記「2. 出願資格」の(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)による志願者は、願書を提出する前に出願資格に関する予備審査を行うので、別記により書類を提出すること（郵送の場合も期間内に必着のこと。）

試験実施回	書類提出期間
第1回（5月実施）	令和8年3月17日（火）～令和8年3月19日（木）午後4時
第2回（8月実施）	令和8年6月5日（金）～令和8年6月9日（火）午後4時
第3回（11月実施）	令和8年9月16日（水）～令和8年9月18日（金）午後4時
第4回（1月実施）	令和8年11月5日（木）～令和8年11月9日（月）午後4時

4. 出 願 期 間

試験実施回	出願期間（郵送の場合も期限内に必着のこと。）
第1回（5月実施）	令和8年4月6日（月）～令和8年4月9日（木）午後4時
第2回（8月実施）	令和8年6月22日（月）～令和8年6月26日（金）午後4時
第3回（11月実施）	令和8年10月5日（月）～令和8年10月9日（金）午後4時
第4回（1月実施）	令和8年11月30日（月）～令和8年12月4日（金）午後4時

5. 出 願 手 続

志願者は、出願前に指導を希望する教員と連絡をとること。次の書類等を取り揃え、本学院あてに必ず期間内に提出すること。ただし、上記「2. 出願資格」の(7)による志願者は、(7) (8)を除く。

郵送の場合は書留便とし、封筒表面に「大学院博士後期課程入学願書」と朱書きすること。

- (1) 入学願書及び受験票・受験照合票……用紙交付
- (2) 成績証明書………在籍又は出身大学院研究科長（学部長）等の作成の「修士課程又は専門職学位課程」と「学部」のもの
- (3) 修了又は修了見込証明書………在籍又は出身大学院研究科長等の作成のもの。
(本学院修士課程及び本学院専門職学位課程修了〔見込〕者は不要。)

※ 中国(台湾、香港、マカオを除く)の大学院を修了、または修了見込みの者は、以下のすべての書類を提出すること。

- 既 卒 者… a 学歴証書電子登録票(教育部学历证书电子注册备案表)
b 修了証書(毕业证书)及び 学位証書(学位证书) の写し
c 出身大学(研究科)長が作成した修士課程修了証明書の原本
- 卒業見込者… a オンライン在籍認証レポート(教育部学籍在线验证报告)
b 出身大学(研究科)長が作成した修士課程修了(見込)証明書の原本

上記の内、書類 a は中国教育部認証システム(中国高等教育学历证书查询 <https://www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp>)より取得すること。また、提出時点で Web 認証の有効期限が 15 日以上残っていることを確認すること。

- (4) 研究計画書………用紙交付
- (5) 返信用封筒 2 通………受験票送付及び可否通知に使用するもので、本学所定の封筒 2 通に郵便番号、住所及び宛名を明記し、それぞれ 410 円分の切手を貼付すること。
- (6) 検 定 料………30,000 円
(本学大学院修士課程及び本学大学院専門職学位課程から引き続いて進学する場合は徴収しない。)
- ① 検定料の納付は別添の専用振込み用紙で本学の指定する銀行の指定口座へ納付し、その検定料受付証明書を提出すること。
- ② 検定料受付証明書を銀行等（ゆうちょ銀行含む）の窓口から受取る際には、必ず「日附印」を確認すること。「日附印」が押印されていないと願書は受理しない。
- ③ 検定料は、普通為替や現金では受理できないので必ず銀行等（ゆうちょ銀行含む）の窓口で振込みの手続きをすること。
- ④ 既納の検定料は以下の場合を除き、返還できない。
・ 検定料を払い込んだが出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合

- ・検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- 【返還方法の問い合わせ先】経済学事務部教務担当（011-706-3163、ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp）
- (7) 修士学位論文等 3部……………原則として修士学位論文又は学位申請中の論文。特別の事情がある場合には修士学位論文に相当する論文。（修士学位論文以降に執筆したものも含む。）ただし、いずれの論文も英語又は日本語で書かれたもの。令和9年3月修了見込みの者で、修士論文作成中のため、出願期間内の提出が難しい場合は、事前に相談すること。
- (8) 修士学位論文等の要旨 3部
令和9年3月修了見込みの者で、修士論文作成中のため、出願期間内の提出が難しい場合は、事前に相談すること。
- (9) 研究業績一覧及び主たる研究業績3編以内のコピー 各3部……………共著の場合は本人の担当部分を明確にすること。また、学術成果として公表できない部分がある場合は、その部分を明確にすること。
- (10) 連絡受信先シール……………用紙交付
- (11) その他
 - ① 出願資格(2)、(3)及び(4)による志願者並びに外国人留学生の志願者の出願書類については、各志願者の状況に応じて上記の他に書類提出を求めることがある。
 - ② 英語以外の外国語で作成された証明書等の書類については日本語又は英語訳を添付すること。可能であれば日本政府又は外国政府の在外公館等の公的機関による翻訳証明を付すこと。

6. 入学者選抜方法・試験科目

- (1) 第1次選考：書類審査
第1次選考は、入学願書、成績証明書、研究計画書及び研究業績一覧などの提出された書類に基づき選考を行う。
- (2) 第2次選考：口述試験
第2次選考は、第1次選考に合格した者を対象に口述試験を実施し、提出論文（上記「2. 出願資格」の(7)による志願者については、これまでの研究活動及びその成果）等について約20分の報告を課す。

7. 第2次選考の期日・場所

試験実施回	試験期日	試験科目	試験場所
第1回	令和8年5月28日（木）	口述試験	札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院経済学院
第2回	令和8年8月21日（金）		
第3回	令和8年11月26日（木）		
第4回	令和9年1月29日（金）		

※個別の面接日時及び受験方法等については、受験者確定後に別途通知する。

8. 合格者発表

試験実施回	選考結果及び合格発表日	
	第1次選考試験（書類審査）	第2次選考試験（口述試験）
第1回	令和8年5月13日（水）	令和8年6月12日（金）午後4時頃
第2回	令和8年7月21日（火）	令和8年9月7日（月）午後4時頃
第3回	令和8年11月6日（金）	令和8年12月4日（金）午後4時頃
第4回	令和9年1月6日（水）	令和9年2月15日（月）午後4時頃

第1次選考の結果は、志願者全員に郵便により通知する。

なお、第1次選考の合格者には、第2次選考の受験票の郵送をもって通知に代える。

最終合格者の発表は、北海道大学大学院経済学院ホームページで公表するとともに受験者あてに合否を通知する。（電話での問い合わせには一切応じない。）

9. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期している。
- (2) 出願書類に記載されている氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、②合格者発表、

- ③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査・研究及び⑤これらに付随する業務を行うために利用する。
- (3) 各種業務での利用にあたっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがある。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、出願書類に記載されている個人情報の全部又は一部が提供される。
- (4) 出願書類に記載されている個人情報は、合格者のみ入学後の①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料等に関する業務を行うために利用する。
- (5) (4)の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である①北海道大学体育会、②北海道大学経済学部同窓会からの連絡を行うために利用する場合がある。

10. そ の 他

- (1) 本学院では、原則として二重学籍を認めていない。
- (2) 疾病や負傷、障害等のために、受験上及び修学上の配慮を希望する場合は、出願開始日の6週間前までに経済学事務部教務担当へ申し出ること。
(参考) 合理的配慮に関する情報
<https://www.hokudai.ac.jp/admission/gouriteki-hairyo.html>
- (3) 入 学 料 282,000 円
(本学大学院修士課程及び本学大学院専門職学位課程から引き続いて進学する場合は徴収しない。)
- (4) 授業料年額 535,800 円
(入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。)
- (5) 募集要項・願書等の郵送を希望する場合は、封筒表面に「令和9年度博士後期課程《高度専門人特別入試》学生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（A4サイズに宛名等を明記し、180円分の切手、速達を希望する場合は480円分の切手を貼付）を同封のうえ下記あてに請求すること。

11. 外国籍の出願者への留意事項

(1) ビザ/在留資格について

本学で外国人留学生として在籍するには、在留資格「留学」を取得する必要があります。在留資格「留学」の申請に必要な「在留資格認定証明書」は、申請から発行までに3ヶ月以上かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、在留資格取得にかかる手続きについては、以下の本学 web サイトを参照してください。

日本語版：<https://intl-student-handbook.oia.hokudai.ac.jp/preparation/visa>

英語版：<https://intl-student-handbook.oia.hokudai.ac.jp/en/preparation-en/visa-en>

(2) 安全保障輸出管理について

本学では「外国為替及び外国貿易法」に基づき「北海道大学安全保障輸出管理規程」を定めて貨物の輸出、技術の提供（人の受入を含む）について厳格な審査を実施しています。

規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない又は研究が実施できない等の制限がかかる場合があります。

安全保障輸出管理にかかる具体的な規制事項等の詳細については、以下の経済産業省のウェブサイト参照してください。

《経済産業省ウェブサイト》<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

令和8年3月

北海道大学大学院経済学院

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学経済学事務部教務担当

TEL：011-706-3163

ホームページ <https://www.econ.hokudai.ac.jp/>

メールアドレス ecokyomu@jimu.hokudai.ac.jp

別 記

出 願 資 格 予 備 審 査

出願資格の(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)により志願しようとする者は、予備審査を行うので、つぎにより書類を提出すること。

なお、英語以外の外国語で作成された証明書等の書類については日本語又は英語訳を添付すること。可能であれば日本政府又は外国政府の在外公館等の公的機関による翻訳証明を付すこと。

I 予備審査に必要とする書類

- ・出願資格の(2)により志願しようとする者
 - ① 出願資格予備審査申請書……所定用紙
 - ② 大学卒業後に研究に従事した大学、研究所等における研究状況を示す書類
(論文一覧、研究内容説明等)

- ・出願資格の(4)、(5) 及び(7)により志願しようとする者
 - ① 出願資格予備審査申請書……所定用紙
履歴書……所定用紙
 - ② 修了証明書又は修了証書・学位記等の写し
 - ③ 日本国籍を有しない者にあつては在留カード又はパスポートの写し

- ・出願資格の(8)により志願しようとする者
 - ① 出願資格予備審査申請書……所定用紙

II 予備審査の書類提出期間

試験実施回	書類提出期間 (郵送の場合も期間内に必着のこと。)
第1回 (5月実施)	令和8年3月17日 (火) ～令和8年3月19日 (木) 午後4時
第2回 (8月実施)	令和8年6月5日 (金) ～令和8年6月9日 (火) 午後4時
第3回 (11月実施)	令和8年9月16日 (水) ～令和8年9月18日 (金) 午後4時
第4回 (1月実施)	令和8年11月5日 (木) ～令和8年11月9日 (月) 午後4時

III 予備審査の面接 (口述試験)

本学院は、予備審査提出書類の他に面接が必要と認めたものについて、面接 (口述試験) を実施する。面接該当者には、別途通知する。

IV 予備審査の結果通知

試験実施回	通知日 (本人あてに通知する。)
第1回 (5月実施)	令和8年4月1日 (水)
第2回 (8月実施)	令和8年6月17日 (水)
第3回 (11月実施)	令和8年9月30日 (水)
第4回 (1月実施)	令和8年11月18日 (水)

長期履修学生について（新入生用）

長期履修学生とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することが認められた者をいいます。

入学時から長期履修学生に認定された者は、一般の学生とは異なり、修学年数に関係なく、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）分の授業料で修学することができます。

なお、長期履修の申請は、入学時の申請のほか、在学してから申請することもできますが、2年目・3年目に長期履修が許可された場合の授業料総額は増額となりますので、ご注意ください。（最終年次での申請はできません。）

1. 申請資格

長期履修を認めることができる者は、本学院への入学志願者及び在学する者（標準修業年限の最終年次に在籍する者を除く。）で、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- (2) その他育児、親族の介護等前号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると学院長が認めた者

2. 申請の手続き

長期履修学生を申請する者は、次の(1)～(3)の書類を入学願書とともに提出してください。

（申請書様式は経済学事務部教務担当にて配付します。）

- (1) 長期履修申請書
- (2) 履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明するもの（在職証明書等）

3. 可否の認定

申請書類に基づき審査の上、認定の可否を決定し、合格発表時に通知します。

4. 在学期間

長期履修学生として在学することを認められる期間は、1年を単位とし、修士課程及び専門職学位課程にあつては3年以上4年まで、博士後期課程にあつては4年以上6年までとなります。

5. 授業料の年額

長期履修学生の授業料年額は、原則として授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額となります。（授業料の改定時期によっては、修了までの納入予定総額が当初の予定より増額することがあります。）

6. 在学期間の短縮又は延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学する課程において、1回に限り期間の短縮又は延長を申請することができます。

(1) 在学期間の短縮

長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限（修士課程及び専門職学位課程2年、博士後期課程3年）に1年を加えた期間までとします。

長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間が終了する日の2年前（博士後期課程において2年短縮を希望する場合は3年前）までに「長期履修学生在学期間変更願」を提出し、承認を得なければなりません。

(2) 在学期間の延長

長期履修学生は、在学期間の延長をすることができます。在学期間の延長を希望する者は、当初の長期履修期間が終了する日の1年前までに「長期履修学生在学期間変更願」を提出し、承認を得なければなりません。

なお、長期履修期間は、修士課程及び専門職学位課程4年、博士後期課程6年を超えることができません。

7. その他

長期履修学生の申請にあたっては、あらかじめ、指導予定教員とよく相談してください。